（別紙）

コミュニティバス（ねやＢＵＳ）使用料改正について

○　実績（令和７年４月～令和８年３月）

（単位：円）

	項目	金額	
歳入	運賃収入	27,213,980	
	計(250円)	27,213,980	①
	計(270円)	29,391,098	②

（単位：円）

	項目	金額	
歳出	燃料費	8,557,998	
	委託料	157,102,120	
	計	165,660,118	③

収支(250円)	▲ 138,446,138	④＝①―③
収支(270円)	▲ 136,269,020	⑤＝②―③

（単位：人）

	路線	大人	小児・幼児	障害者		計	
				大人	小児・幼児		
利用者数	黒原	59,824	443	5,078	22	65,367	
	木田・河北	27,413	158	3,333	16	30,920	
	木屋	15,691	111	2,246	5	18,053	
	計	102,928	712	10,657	43	114,340	⑥

○　実費の範囲内の根拠（利用者一人当たりの費用）

【現在、250円の場合】

④収支　÷　⑥利用者数　＝　138,446,138円　÷　114,340人　＝　<u>1,211円</u>

【改正後、270円の場合】

⑤収支　÷　⑥利用者数　＝　136,269,020円　÷　114,340人　＝　<u>1,192円</u>

上記のとおり、旅客の運送に要する燃料費や委託料などの費用を勘案した結果、実費の範囲内の運賃は1,211円（270円に運賃改定した場合1,192円）となったが、道路運送法施行規則第51条の15第１項第３号の規定により、「当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃」とは大きくかけ離れており、妥当な範囲内とは言えないため、令和６年４月26日付け、物流・自動車局長からの通知により、<u>「当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を目安」</u>として取り扱えることから、一般乗合旅客自動車運送事業者である京阪バスの運賃と同額とし、<u>270円が望ましいと考える</u>。